

八王子市観光振興PRキャラクター使用取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、八王子市観光振興PRアニメーション制作事業により制作された八王子市観光振興PRキャラクター及び八王子市観光PRキャラバン隊事業により制作された天狗キャラクター(以下「キャラクター」という。)の使用に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「キャラクター」とは、次に掲げるもの(別表第1・第2に掲げるもの)をいう。

- (1) 夕やけ小やけふれあいの里キャラクター
- (2) 高尾山キャラクター①(大天狗&小天狗)
- (3) 高尾山キャラクター②(たこスギ)
- (4) 高尾山キャラクター③(むささび)
- (5) 高尾山キャラクター④(おそうじ小僧)
- (6) 高尾山キャラクター⑤(モミジ)
- (7) 甲州街道・いちよう祭りキャラクター
- (8) 高尾梅郷キャラクター
- (9) 中町黒塀キャラクター
- (10) 道の駅八王子滝山キャラクター
- (11) 東京富士美術館キャラクター
- (12) 八王子市役所キャラクター
- (13) コニカミノルタサイエンスドーム①キャラクター(星)
- (14) コニカミノルタサイエンスドーム②キャラクター(流星号)
- (15) 絹の道資料館キャラクター
- (16) 郷土資料館キャラクター
- (17) 南大沢駅周辺(中郷公園)キャラクター
- (18) 蓮生寺公園キャラクター
- (19) 天狗キャラクター「はっちお〜じ」

(使用できる者)

第3条 何人でもキャラクターを使用することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は除く。

- (1) 八王子市の信用及び品位を害し、又は害するおそれがあるとき。
- (2) 自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用し、又は使用するおそれのあるとき。

- (3) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (4) 特定の個人、政党及び宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
- (5) その他、市長がその使用について不適當であると認めたとき。

(使用の承認)

第4条 キャラクターを使用する者(以下「申請者」という。)は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

ただし、次の各号いずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 八王子市の業務のために使用する時。
- (2) 八王子市立の小・中学校が教育目的で使用する時。
- (3) 報道機関が報道または広報目的で使用する時。

(使用の承認申請)

第5条 前条の承認を受けようとするときは、八王子市観光振興PRキャラクター使用承認申請書(様式第1号)に必要な書類を添えて、市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請について適當と認めたときは、八王子市観光振興PRキャラクター使用(変更)承認書(様式第2号)を交付するものとする。この場合において、市長は使用条件を付することができる。

3 市長は前項の規定による審査の結果、使用を承認しないときは、申請者に使用(変更)不承認通知書(第3号様式)により通知するものとする。

(使用料)

第6条 キャラクターのデザイン使用料は無料とする。

(使用承認期間)

第7条 使用承認期間は承認日から起算して1年を経過する日以後の最初の3月31日までを限度とする。ただし更新は妨げない。

(使用上の遵守事項)

第8条 キャラクターを使用する者は、キャラクターのイメージを損なうデザインの改変をしてはならない。

2 キャラクターの使用承認を受けた者は、前項の事項に加え、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用承認を受けた目的及び承認された用途のみに使用し、市長が指示する使用条件に従うこと。

- (2) キャラクターを使用する場合、「八王子市観光PRキャラクター」の表記を付すこと。
- (3) キャラクター等を使用して作成し、または製造する物件(以下「使用物件」という。)は完成後、速やかに市長に提出すること。ただし、使用物件の提出が困難である場合は、その写真の提出をもって代えることができる。
- (4) 商標登録、意匠登録等著作物に関する自己の権利を新たに設定し、または登録しないこと。

(承認内容の変更)

第9条 キャラクターの使用承認を受けた者が、承認された内容を変更しようとするときは、あらかじめ、キャラクター使用変更承認申請書(様式第4号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請について適当と認めたときは、キャラクター使用(変更)承認書(様式第2号)を交付するものとする。

3 市長は前項の規定による審査の結果、変更を承認しないときは、申請者に使用(変更)不承認通知書(第3号様式)により通知するものとする。

4 使用者は、変更申請の承認後についても、第8条の規定を遵守しなければならない。

(使用承認の取消し)

第10条 キャラクターを使用している者が、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合、市長はその使用を取り消すことができる。

(1) この要綱に違反したとき、又は違反することが判明したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により使用承認を受けたとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めるとき。

2 市長は、前項の規定によりキャラクターの使用の承認を取り消したときは、その使用者に八王子市観光振興PRを受けた者が、使用(変更)承認取消書(第4号様式)により通知するものとする。

3 第1項の規定により使用の承認を取り消された者は、使用承認取消書の通知があった日以後、当該使用物件を使用してはならない。

4 市長は、第1項の規定によりキャラクターの使用承認を取り消した場合、使用者に対し、当該使用物件の回収を求めることができる。

5 市長は承認を取り消されたことにより生じた損害について、賠償する責任を一切負わない。

(庶務)

第11条 キャラクターの取扱いに関する庶務は、産業振興部観光課において処理する。

(責任の制限)

第12条 前条の規定によりキャラクターの使用承認を取り消した場合、使用者に損害が生じても、市はその責めを負わない。

2 使用者がキャラクターの使用によって第三者に対して損害又は損失を与えた場合でも、市は損害賠償、損害補償その他の法律上の責任を一切負わない。

(事故、苦情等の処理)

第13条 キャラクターの使用に関し、事故または苦情等が生じたときは、使用者の責務において必要な措置を講じるものとする。

(補足)

第14条 この要綱に定めるもののほか、キャラクターのデザインの使用に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年8月1日から施行する。

様式第1号(第5条関係)

八王子市観光振興PRキャラクター使用承認申請書

年 月 日

八王子市長 様

住所
氏名
(名称及び代表者名) 印
電話

下記のとおり、八王子市の八王子市観光振興PRキャラクターを使用したいので申請します。

記

使用するキャラクター名	
使用の目的	
使用の方法	
使用日時・期間等	年 月 日()から 年 月 日()
連絡責任者	(フリガナ)
	氏 名
	連絡先 TEL FAX
添付書類	1 使用する際の企画書、レイアウト等 2 その他参考書類

様式第2号(第5条、第9条関係)

八王子市観光振興PRキャラクター使用(変更)承認書

年 月 日

様

八王子市長

印

年 月 日付で申請のありました八王子市観光振興PRキャラクターの使用(変更)について、下記のとおり承認します。

記

承認するキャラクターの種類	
承認内容	<ol style="list-style-type: none">1 提出した八王子市観光振興PRキャラクター使用(変更)申請書の申請内容どおりに使用すること。2 八王子市観光振興PRキャラクター使用取扱要綱を遵守すること。3 その他

様式第3号(第5条、第9条関係)

八王子市観光振興PRキャラクター使用(変更)不承認書

第 号
年 月 日

様

八王子市長 印

年 月 日付で申請のありました八王子市観光振興PRアニメーションキャラクター使用(変更)承認申請については、下記の理由により不承認としましたので通知します。

記

不許可の理由：

様式第4号(第9条、第10条関係)

八王子市観光振興PRキャラクター使用変更承認申請書

年 月 日

八王子市長 殿

住所

氏名

(名称及び代表者名)

印

電話

平成 年 月 日付でキャラクター使用承認をうけた内容について、下記のとおり変更したいので申請します。

記

	変更前	変更後
使用物件名		
変更目的及び使用方法		
使用日時・期間等	年 月 日 () から 年 月 日 ()	
変更理由		
添付書類	※変更が確認できる資料等	